

# かわごえ子育てプラン

～川越市次世代育成支援対策行動計画～

# 平成17年度進ちよく状況

平成17年3月に策定した「川越市次世代育成支援対策行動計画」を進行管理するため、41の重点施策を定めました。このうち9項目については、目標値を設定しています。この9項目の、平成21年度までの目標事業量と平成17年度の進ちよく状況を公表します。内容は、右表のとおりです。

この計画は、行政だけでなく家庭・学校・地域・事業主など、子育てにかかわるすべての人々が連携・協力して、未来の川越を担う子どもが健やかに生まれ、育つことのできる環境を整備していきます。それとともに、子育て中のすべての家庭への支援を総合的に推進し、子育ての喜びを実感することができる社会の実現を目指しています。

「かわごえ子育てプラン 前期計画」は、川越市ホ

ームページでご覧になれます。

問い合わせ…子ども家庭課次世代育成支援対策推進担当・TEL内線2581

## ●かわごえ子育てプランの中の目標事業量を定めた施策

施策名	目標事業量	現在の数
つどいの広場	10か所	3か所
学童保育事業	2,082人	1,824人
病後児保育事業（施設型）	1か所10人	0か所
一時保育事業	24か所120人	6か所60人
特定保育事業	24か所120人	0か所
地域子育て支援センター事業	5か所	4か所
保育所による地域子育て支援事業	34か所	30か所
通常保育事業	3,098人	2,737人
延長保育事業	35か所1,090人	31か所545人

**児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届を忘れずに**

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は、8月中旬に現況届を提出してください。

現況届は、引き続き手当を受ける資格があるかを審査するために必要です。提出がないと、手当が支給できません。該当する方には、七月下旬までに通知します。

### ●受付期間

児童扶養手当：8月1日(火)～31日(木)

特別児童扶養手当：8月11日(金)～25日(金)

\*受付時間は、午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く。14日(月)～18日(金)は、午後6時まで)。

### ●児童扶養手当とは

母子家庭や、父に一定の障害がある児童の母または養育者に支給している手当です。

次のいずれかに該当する児童が十八歳になる年の年度末(障害がある場合は二十歳未満)まで、養育している方が受けられます。

①父母が離婚した児童

- ②父が死亡した児童
- ③父に一定の障害がある児童
- ④父に一年以上遺棄されている児童

⑤その他の理由で父と同一生計にない児童

公的年金を受給できる場合や、児童福祉施設(母子生活支援施設は除く)に入所している場合は、手当を受けられません。

### ●特別児童扶養手当とは

次のいずれかに該当する二十歳未満の児童を、家庭で養育している方に支給しています。

- ①精神に障害があり、一人ではまったく生活できない、または著しく制限される児童
- ②身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳一級～三級程度の児童

児童が障害による公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設(母子生活支援施設や通所施設は除く)に入所している場合は、手当を受けられません。

\*どちらの手当にも、所得制限があります。手当が受けられるのは、受

給者(児童の保護者など)および同居する扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定額未満の場合です。

問い合わせ…子ども家庭課児童福祉係・TEL内線2587

**交通遺児等援護一時金を支給します**

埼玉県交通安全対策協議会では、次のとおり援護一時金を支給します。

詳しくは、総合交通政策課(本庁舎五階)・学校などで配布する申請書類をご覧ください。

対象：平成17年4月1日以降、「交通遺児等」になった18歳以下の県民  
給付額：一人につき五万円(一事務につき一回のみ)

給付時期：10月末日または来  
年4月末日

申し込み：8月末日(10月支給分)、来年2月末日(4月支給分)までに、申請書のみずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参

問い合わせ…総合交通政策課

交通安全指導係・TEL内線3

264



# 「スマイルシティ・川越」 フォトコンクール

政策企画課企画担当・TEL内線2115

## テーマ＝「<sup>われ</sup>我は小江戸っ子」

子どもから大人まで、川越らしさあふれる姿を  
発掘！

市内の祭りや地域の行事、仕事場・家庭・まちの中などでとらえた、川越らしさあふれる皆さんの写真を募集！

市では、「スマイルシティ・川越」を市民と行政の合言葉として、笑顔の絶えない、明るく住みよいまちづくりを進めています。その一環として、今日の川越を築いてきた、またはこれからの川越を担っていく「小江戸っ子」の写真を募集します。

入選者には、賞状と記念品を贈呈します。皆さんの応募を、お待ちしております。

**応募資格**…市内在住・在勤・在学

**応募方法**…L判（サービ判）

\*出品票もしくは同様の用紙に、作品のタイトル（10文字程度）・コメント、住所・氏名・電話番号、在勤の場合は事業所名・在学の場合は学校名を明記。作品の裏にはり付けて、9月29日（金）（必着）までに〒350-8601川越市役所政策企画課（本庁舎4階）へ郵送してください（直接持参可）。

\*応募作品は、1人1点、未発表の作品に限ります（組写真不可）。

\*ネガフィルム・デジタルカメラのデータがある写真に限ります（入選決定後に借用し、展示用に引き伸ばします）。

\*入選作品の著作権は市に帰属します。

\*広報川越や市で発行する刊行物などで、写真を使用することがあります。そのため、応募にあたっては、被写体本人の承諾を得てください。

### 出品票

タイトル	
コメント	
氏名(ふりがな)	
住所	〒
電話番号	
事業所名(学校名)	
どちらかに○	ネガ ・ デジタル

キリトリ

## 国民健康保険高齢受給者証が変わります

### 受給者証が新しくなります

現在使用している高齢受給者証（黄色）は、7月31日（月）まで有効です。

8月1日（火）からは、新しい受給者証（サーモン色）に変わります。この受給者証は、7月25日（火）に発送する予定です（老人保健該当者を除く）。届いた受給者証の記載内容に誤りがある場合は、国保年金課へご連絡ください。

現在使用している高齢受給者証は、8月以降、国保年金課（本庁舎2階）・出張所・連絡所へ返却してください。

なお、高齢受給者証は、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯主あてに送付します。

### 負担割合が変更されます

高齢受給者証で医療を受けている方で、老人保健対象者および70歳以上の国保加入者いずれかの住民税課税所得額が145万円以上である「現役並みの所得者」は、医療機関での自己負担が3割（9月30日（土）までは2割）となります。申請が必要な方には、郵送でお知らせします。

負担割合変更の判定基準は、下表をご覧ください。

問い合わせ…国保年金課国保資格係・TEL内線2480

## 老人保健についてのお知らせ

毎年8月に老人保健は、所得の定期判定を行います。今年度は税制が変わったため、医療費の負担割合が1割の方が、新たに2割負担に該当する場合があります。

10月1日（日）からは、自己負担限度額が変更されます。また、2割負担している、老人保健対象者および70歳以上の世帯員いずれかの住民税課税所得額が145万円以上である「現役並みの所得者」は、下表のとおり負担割合が3割になります。負担割合が変更になる方には、受給者証をお送りします。詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ…福祉医療課老人医療係・TEL内線2533

●「現役並みの所得者」、10月からの自己負担割合の判定基準

平成17年中の合計収入額	10月からの負担割合
対象者が1人・383万円未満 2人以上・合計520万円未満	申請により1割
対象者が1人・383万円以上484万円未満 2人以上・合計520万円以上621万円未満	3割（自己負担限度額は「一般」を適用*）
対象者が1人・484万円以上 2人以上・合計621万円以上	3割

\*平成18年8月から2年間の経過措置です。

●現在の自己負担限度額（1か月に支払う医療費の限度額）

現役並み所得者…外来のみ＝40,200円▶入院があった場合＝72,300円＋医療費の1%

一般…外来のみ＝12,000円▶入院があった場合＝40,200円